

焼津市農業委員会 1 月総会議事録

1 日時

令和 4 年 1 月 14 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	杢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山ヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地転用届出事項の変更届について

第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 6 号 農地の利用目的変更届出について

第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 8 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 5 号 焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年 1 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。2 番有谷歳幸委員、18 番鈴木孝治委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 8 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 8 号までを朗読】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 8 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 8 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 11 を審議します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 11 を朗読後、説明】 申請地は、大井川港西側より北西へ約 800m に位置している市街化調整区域内の農地です。 本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 18 番	事務局の説明の通りです。 譲渡人は宗教法人であり、農地の管理が難しいため、周辺農地の所有者である譲受人が取得し耕作管理を行うという案件であります。 12 月 29 日に現地確認を行った結果、周辺農地へ及ぼす影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

	【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 11 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 11 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号、番号 12 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 12 を朗読後、説明】 申請地は、焼津市役所大井川庁舎より南東へ約 200m に位置している市街化調整区域内の農地です。 本申請地は、水稻栽培に利用しており、譲受人が耕作管理する農地と同様に、水稻栽培の規模拡大のために申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静岡地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 6 番	事務局の説明の通りです。 場所は、宗高の中央公園のすぐ南にある敷地です。 譲受人の耕地面積、農機具保有状況等は問題なく、購入後も引き続き米作を行っていくそうです。 地区審査では、今後も農地を有効利用できると見込まれることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 12 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 12 を許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号、番号 13 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 13 を朗読後、説明】 申請地は、JA 静岡経済連より北西へ約 700m に位置している市街化調整区域内の農地です。 本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。

	経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	事務局の説明の通りです。 譲渡人が高齢で耕作ができなくなってしまったため、申請地の隣地耕作者である譲受人にお願いをし、話がまとまったため申請に及びました。 十分に耕作と管理をしていってくれると見込まれることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 13 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 13 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号、番号 14 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 14 を朗読後、説明】 申請地は、日清食品株式会社 静岡工場より北東へ約 300m に位置している市街化調整区域内の農地です。 本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業用の井戸として利用するために申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 19 番	事務局の説明の通りであります。 耕作面積・農機具保有上問題はなく、現地確認の結果、畑は現状のままで管理に問題は発生しない、という結論で許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 14 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 14 は許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可についての番号 16 を審議しま

	す。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 16 を朗読後、説明】 本件は、坂本の農地 443 m²について、貸駐車場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、現在、隣接の工場・事業所から従業員の駐車場及び社用トラックや事業所に出入りする業者のトラックの駐車場として周辺には申請地しか条件を満たす土地がないことから貸してほしいとの要望があり、この度、当該地を貸駐車場として転用したく本申請に及んだものであります。 申請地は、焼津市立東益津中学校より北西へ約 600m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側及び西側は宅地、南側は水路、北側は道路であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 12 番	事務局の説明の通りであります。 1 月 5 日に農業委員、推進委員 2 人で現地確認をしました。 私の知る限り、十数年前から現状のように造成済みであり、貸駐車場敷地として利用されていました。 譲渡人が相続をしてから数年後、隣接する工場と貸駐車場として契約を結ぶ際、無断転用が発覚し、本申請に及んだものであります。 周辺への農業上の影響はなく、始末書の提出もありますので、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 16 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 16 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。 それでは、議案第 3 号、番号 10 及び 議案第 4 号、番号 46 について、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 10 及び 議案第 4 号、番号 46 を朗読後、説明】 本件は、中新田の農地 485 m²について、当初計画者が平成 16 年 6 月 22 日付けで農

	地法第 5 条の許可をとり、住宅敷地として計画していましたが、転用事業者と長男夫婦が二世帯住宅として利用する予定が農地転用許可後に長男の勤務地が遠方になり、当初の計画を断念しました。 今般、譲受人との間で賃借の話をいただき、本申請に及んだものです。 承継者においては、現在、焼津市小川にて建設業を営んでおり、資材置場が手狭になったため、当該地を賃借し資材置場として利用したく本申請に及んだものです。 申請地の場所は、JA 大井川焼津営農経済センターから北東へ約 200m に位置している、第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は田(造成済:別途同時申請地)、西側及び南側は宅地、北側は水路及び道路であります。 本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。 また、本案件は第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11 番	事務局の説明の通りであります。 申請地は住宅、アパートが建ち並ぶ中、そこだけが唯一農地として残っております。 現地確認の結果、東は造成地、西及び南は宅地、北は水路及び道路に囲まれていました。周辺へ与える農業上の影響はないこと、また、変更はやむを得ないことから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 10 を承認し、議案第 4 号、番号 46 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 10 を承認し、議案第 4 号、番号 46 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 11 及び 議案第 4 号、番号 47 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 11 及び 議案第 4 号、番号 47 を朗読後、説明】 本件は、中新田の農地 485 m²について、当初計画者が平成 16 年 6 月 22 日付けで農地法第 5 条の許可をとり、住宅敷地として計画していましたが、転用事業者と長男夫婦が二世帯住宅として利用する予定が農地転用許可後に長男の勤務地が遠方になり、当初の計画を断念しました。 今般、譲受人との間で売買の話をいただき、本申請に及んだものです。 承継者においては、現在、藤枝市内のアパートに仮住まいをしておりますが、現在の

	住宅では手狭で不便であるため、当該地を譲り受け自己住宅を建築したく本申請に及んだものです。 申請地の場所は、JA 大井川焼津営農経済センターから北東へ約 200m に位置している、第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側及び南側は宅地、西側は田（造成済：別途同時申請地）、北側は水路及び道路であります。 本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。 また、本案件は第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11 番	事務局の説明の通りであります。 また、先ほどの案件と同様の場所であります。 申請地は住宅、アパートが建ち並ぶ中、そこだけが唯一農地として残っておりまして。 現地確認の結果、東は造成地、西及び南は宅地、北は水路及び道路に囲まれていました。周辺へ与える農業上の影響はないこと、また、変更はやむを得ないことから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 11 を承認し、議案第 4 号、番号 47 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 11 を承認し、議案第 4 号、番号 47 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 12 及び 議案第 4 号、番号 48 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 12 及び 議案第 4 号、番号 48 を朗読後、説明】 本件は、三和の農地 200 ㎡について、当初計画者が昭和 55 年 7 月 25 日付けで農地法第 4 条の許可をとり、農作業場敷地として造成して先代が作業所及び堆肥置場として利用していましたが、現在は撤去され更地となっています。その後、相続した申請者は事業を営んでいないため、この度、譲受人との間で賃借の話をいただき、本申請に及んだものです。 承継者は、水産加工業を営む法人です。現在、稼働中である工場で生産された商品の保管場所が少なく大変苦慮していることから、当該地と既存敷地を利用して商品を保管するための倉庫を新たに建設したく、今般、当該申請地を倉庫（冷蔵庫棟）建設敷地として利用したく本申請に及んだものです。

	申請地の場所は、静岡福祉大学から北東へ約 500m に位置している、第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側・西側及び北側は宅地、南側は道路であります。 本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。 また、本案件は第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11 番	事務局の説明の通りであります。 場所は旧 150 号線の三和の歩道橋の南側です。当初計画者は既に亡くなっており、現地は草が生い茂った状態です。 商品の保管場所を求めた承継者が水産加工業の倉庫敷地として転用したく、申請に及んだものです。 現地確認の結果、周りに農地はなく、農業上の影響はないことから、また、変更はやむを得ないことから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 12 を承認し、議案第 4 号、番号 48 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 12 を承認し、議案第 4 号、番号 48 は許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号、番号 49 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号、番号 49 を朗読後、説明】 本件は、上新田の農地 909 m² について、資材置場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、とび・土木工事を営む法人です。現在、事業所内の資材置場では手狭となっていることから、当該地の所有者から売却の話をいただき効率の良い業務を行うため、申請地を資材置場敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東名大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ 上り線出入口より北へ約 300m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は宅地、西側・北側は水路、南側は水路及び道路であります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	ただいま事務局より説明があった通りです。 申請地は、梅が植わっており、管理をしてきましたが、最近では農地として利用することが難しくなってきたところ、譲受人より売買の話を持ちかけられ、話がまとまり申請に及んだものであります。 申請者は以前も別の場所で農地法の許可を取りましたが、現在は転用目的通り、転用事業を実施していないところもあります。 そういった事情もありますので、申請者を呼んでヒアリングを実施し、意思の確認や指導等を行いました。 その結果、申請者は今回の指導を真摯に受け止め、きちんと転用計画を実施していくということでしたので、様子見ではありますが、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 49 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 4 号、番号 49 は許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号、番号 50 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号、番号 50 を朗読後、説明】 本件は、上新田の農地 348 m²について、資材置場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、とび・土木工事を営む法人です。現在、事業所内の資材置場では手狭となっていることから、当該地の所有者から売却の話をいただき効率の良い業務を行うため、申請地を資材置場敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、東名大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ 上り線出入口より北へ約 300m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は水路及び道路、北側は水路であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	事務局の説明の通りであります。 譲渡人は子供もなく、相続してくれる人もいないため、本申請地の処分を望んでおりました。 申請者は先ほどの番号 49 と同様でありまして、ここも資材置場としてきちんと利用してくれるか、審査のためヒアリング 及び指導を行いました。

	その結果、申請者は今回の指導を真摯に受け止め、きちんと転用計画を実施していくということでしたので、様子見ではありますが、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号50を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号、番号50は許可することに決定しました。 次に、議案第5号、焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について審議します。 それでは、農政課及び事務局の説明を求めます。
事務局	ここからについて、詳しい説明は農政課の担当者よりしていただきます。
農政課	【議案第5号を朗読後、説明】 「農業振興地域整備計画の変更」ということですが、一般的にイメージしやすい例は、青地から白地への変更かと思えます。このような変更の際に、県に提出をするのですが、農業委員会、JA、土地改良区の三者の意見書を添付する必要がありますので、今回は皆様のご意見を伺いたいと思えます。 それではNo.1からNo.4まで説明をしたいと思います。 〈No.1についての説明〉 整備計画の変更内容は「10,000㎡を超える用途変更」で目的は「孵化場施設建築」です。 焼津市五ヶ堀之内地内にて孵化場を経営していますが、老朽化のため再築の必要性があります。その際、最新の設備に更新したいが現在の敷地では収まらないためほかの場所を探し、当該地を選定しました。 農用地(耕作をする土地)から農業施設用地への用途変更となります。 本件については、焼津市の土地利用委員会にかかっている案件でして、市のほうとしては問題ないと土地利用の承認が下りました。地元の農業者についても、説明をして調整が取れているそうです。地元の住民の方との調整は今月中に行って、おおむね了承されるだろうということで話を伺っております。 〈No.2についての説明〉 整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「農家住宅の敷地拡張」です。 自宅の敷地内に駐車スペースと農作業車転回スペースが不足しているため転用したく、当該地を青地から白地へ除外をしたいという内容です。 〈No.3についての説明〉 整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「保安林指定」です。 高崎不動沢土砂災害防止対策の地元要望に対応し、危険性が増した場合速やか

	に対策を講じることができるようにするため保安林指定を行いたいという内容です。 〈No. 4 についての説明〉 整備計画の変更内容は「農用地への編入」で理由は「計画断念」です。 当該地で分家住宅を建築する予定で農振農用地の除外をしましたが、計画を断念したため再度農用地区域に編入をしたいという内容です。 かけ足で説明させていただきましたが、以上 4 件であります。
議長	説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。
地区委員 12 番	No. 1 の該当地についてです。 この件について異議があるわけではないのですが、該当農地は、ここで収穫されたお米が県の米食味コンテストにも入賞するほどの優良農地です。こういった場所が埋め立てられるというのは農業者としてさみしい思いがあります。優良農地はなるべく残していかなければ、焼津市の農業が生き残るのも難しいと思います。 それから、水田は保水力があり、大雨の際に水害を防ぐ役割もあります。これだけ大規模な水田が埋め立てられるということは、それだけ水害が出やすくなるという懸念があります。 ですので、これから大規模な埋め立てがある際は、もっと慎重に考えていただきたいと思います。
地区委員 1 番	No. 1 についてです。地元で 4, 5 回事業者からの説明会がありましたが、毎回地元の農業者から出る質問に対しての事業者の回答がまとまらず、いつも大騒ぎになっています。先ほどの説明の中で、農業者との話ができていたようなことでしたが、どういうことでしょうか。
農政課	排水のことが、農業者との関係で一番議論されたということをお聞きしています。(排水の計画について地図を用いて説明) 汚れた排水が、農業用水に入ってしまうのではという懸念についてはこういった形で対応させていただくことになっています。
事務局	部農会の会長にもお話をし、了解を取っているということです。
地区委員 1 番	他にも水の面では抱えていると思いますので、簡単に農業者との話ができていくということとは言えないと思います。
事務局	そういった部分も含めて、今後地元の方との合意形成をしてくださいという内容で、農業委員会の方からは意見として回答しようとしているところでございます。
議長	事務局の説明のとおり、No. 1 については、きちんと地元との合意形成を図るよう求める但し書きを加えた形で、農業委員会の意見として回答していくということでもあります。 ほかに質疑はございませんか。
地区委員 16 番	そもそもこうなる前に、なぜこのような優良農地を選定することになったのか、そこをお伺いしたい。

農政課	元々国の補助金を使ったｸﾗｽﾀｰ事業というものがあります。養鶏の卵、雛を育ててそこから養鶏場に拡散していく起点になる場所を作ることについて国で補助金が出るため、それを活用しようということで、事業者と県で動いていたわけです。 その補助を受ける要件として、青地農地を利用するという項目がありまして、そこから青地農地を探したというのが、当初の計画だったようです。
地区委員 16 番	ということは、発端は、大きい問題は行政にあるわけですね。優良農地をなくすように、誘導したのは行政であるわけですね。
事務局	誘導ではなく、青地農地を使ってできることを伝えただけでありまして、田んぼの所有者もいますので、そういった方々の合意も得つつやっていくなかで、事業者が今回の農地を選定したわけであります。
農政課	この土地をあっせんしたとかそういうことはなく、条件を伝えた中で、事業者が探してきたということです。
議長	改めてお伝えしますが、農業委員会としては、地元との合意形成を図るように求める但し書きを加えたうえで、意見としたいと思います。 ほかに質疑はございませんか。
推進委員 甲賀	用排水の問題につきましては、農業者にとって大きな問題でありますので、心配や意見もあるかと思っておりますので、どのように重点的に考えて設計してくれてあるのか、今後どのような変化があるのか、しっかりと地元の方々に数値等でお示し頂かなければなかなか納得は得られないのではないかと思います。 事業者の方には、主としてそういったことを伝えていただきたいと思っております。
議長	様々なご意見が出ましたが、こういったことも但し書きの「合意形成を図るよう求める」の意味合いとして入っているというように考えていただければと思います。 ほかに質疑はございませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 5 号、焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取 について原案のとおり回答することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 5 号、焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、原案のとおり決定しました。 次に議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る杉本芳郎委員、村松達雄委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。 【退席】 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<議案の朗読・説明> 以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 6 号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定しました。それでは杉本委員と村松委員の入室をお願いします。 【着席】 以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和 4 年 1 月総会を閉会します。
----	---